

定例記者発表次第

日時／令和6年12月13日（金）

10時30分 開始予定

会場／矢板市役所 第一委員会室

1 開会

2 記者発表案件

（1） 令和6年度矢板市総合教育会議の開催について（総合政策課）

（2） 二十歳のつどいの開催について（生涯学習課）

3 質疑応答

4 提供案件

（1） 地域おこしセミナー「演習林での造林」の開催について（農林課）

（2） 連合栃木那須地協 矢板市施策に関する「政策・制度要求と提言」への回答書手交式の開催について（商工観光課）

（3） 矢板市立図書館1月イベントについて（生涯学習課）

（4） 矢板高校生の農業委員会総会傍聴について（農業委員会）

5 その他

6 閉会



記者発表予定 令和7年1月24日（金）10時30分～ 第一委員会室

記者発表資料

令和6年12月13日（金）発表・提供

件名	令和6年度矢板市総合教育会議の開催について		
(説明文)			
標記の件について、次のとおり開催しますのでお知らせします。			
1 開催日時 令和6年12月16日（月）午後4時00分から			
2 開催場所 矢板市生涯学習館 2階 研修室1			
3 会議の目的 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項に基づき、市長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、本市教育の課題や目指す姿等を共有しながら、効果的に教育行政を推進していくため、矢板市総合教育会議を開催します。			
4 構成員 市長及び教育委員会			
5 会議内容（予定） (1) タブレット、AIを活用した効率的な教育方法について (2) 学校部活動の地域移行について			
6 会議の傍聴について 会議は原則公開で行います。報道関係者のほか、一般傍聴者は5名を定員とし会議当日に先着順にて傍聴受付を行いません。詳しくは、「傍聴要領」をご覧ください。			
7 その他 結果については、市ホームページでお知らせします。			
※提供資料の有無：有（別添のとおり）			
担当課・担当名	総合政策課 政策企画担当		
担当者名	大谷 貴宏		
電話番号	0287-43-1112	内線電話番号	1111

令和6年度矢板市総合教育会議 次第

日 時 令和6年12月16日(月)
午後4時00分から
(教育委員会定例会終了後)
場 所 矢板市生涯学習館 研修室1

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) タブレット、A Iを活用した効率的な教育方法について

(2) 学校部活動の地域移行について

(3) その他

4 閉 会

矢板市総合教育会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、矢板市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の傍聴に
関して必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の受付)

第2条 総合教育会議の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、会議
当日受付で会議傍聴受付簿に必要事項を記載するものとする。

2 傍聴の受付は、会議開始30分前から10分前までに行うものとする。ただし、会
議開始10分前に、傍聴しようとする者が次条に定める定員に満たない場合は、この
限りでない。

3 傍聴することができる者は、先着順とし、傍聴の受付が次条に定める定員になり次
第当該受付を終了する。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、10人とする。

2 前項の規定にかかわらず、総合教育会議は、会議の開催場所の規模等を勘案して傍
聴人の定員を定めることができる。

(傍聴席以外の構成員席等への入場禁止)

第4条 傍聴人は、いかなる理由があっても傍聴席以外の構成員席等へ入ることができ
ない。

(傍聴することができない者)

第5条 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯して
いる者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯して
いる者
- (3) はち巻、腕章（報道関係者が着用する腕章は除く。）、たすき、ゼッケン、ヘルメ
ットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している
者（事前に総合教育会議の許可を得たものを除く。）
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を携帯している者
- (6) 酒気を帯びている又は酒気を帯びていると認められる者
- (7) 異様な服装をしている者
- (8) その他会議を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

2 総合教育会議は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、前項第1号から第5号まで
に規定する物品を携帯しているか否かを職員に質問させることができる。

3 総合教育会議は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を

禁止することができる。

- 4 満18歳未満の者は、傍聴席に入ることができない。ただし、総合教育会議の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の順守事項)

第6条 傍聴人は、傍聴にあたり、静粛を旨とし、次の事項を順守しなければならない。

- (1) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 写真撮影、録画、録音をしないこと。ただし、あらかじめ総合教育会議の許可を受けた場合は、この限りでない。
- (5) 携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、総合教育会議は、職員をして、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

- 2 傍聴人は、矢板市総合教育会議設置要綱第5条の規定により、総合教育会議を非公開とする場合は、速やかに退場しなければならない。

(報道関係者の取扱い)

第9条 報道関係者は、第2条及び第3条の規定に係らず、公開の会議を傍聴することができる。ただし、所属のわかる腕章等を着用するものとする。

- 2 第4条から前条までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」と、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要領は、平成27年8月26日から適用する。

教育委員会制度、こう変わる



これまでの教育委員会の課題

- 教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい
- 教育委員会の審議が形骸化している
- いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
- 地域住民の民意が十分に反映されていない
- 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある

教育委員会の改革

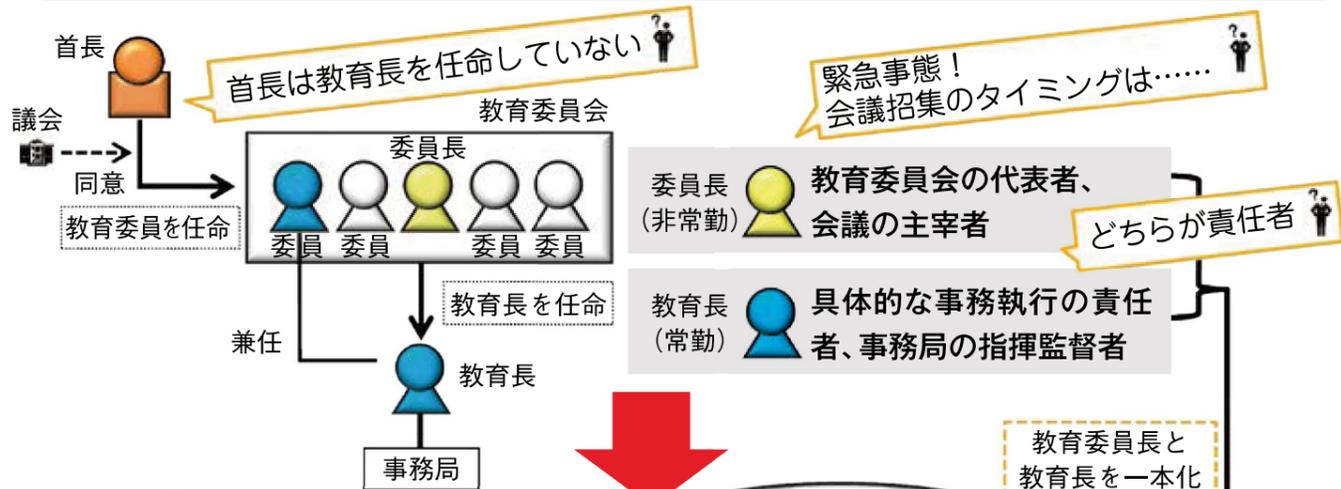
- 教育行政における責任体制の明確化
- 教育委員会の審議の活性化
- 迅速な危機管理体制の構築
- 地域の民意を代表する首長との連携の強化
- いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

政治的中立性の確保

- ◆ 教育委員会は、引き続き、執行機関
- ◆ 総合教育会議で、首長と協議・調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。

POINT ① 教育長

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置



新「教育長」

- ★ 教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表（会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者）
- ★ 任期3年

- ✓ 第一義的な責任者が教育長であることが明確に
- ✓ 緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断

※ 教育長については、所信表明など丁寧な手続を期待

- ✓ 首長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確化

POINT ② 教育委員会

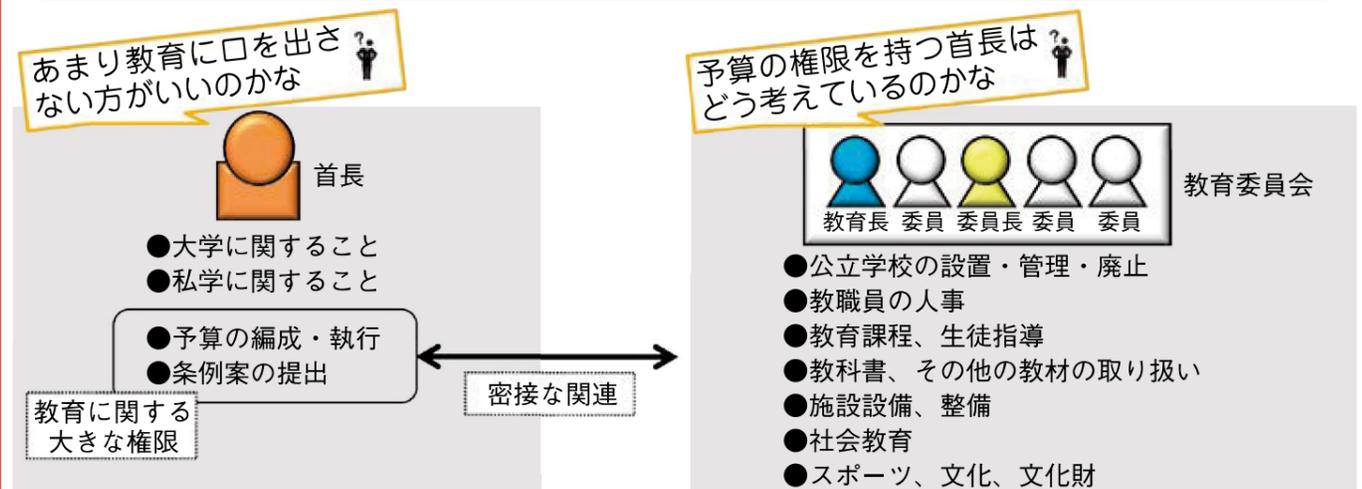
教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- 教育委員によるチェック機能の強化のため、
 - ・ 教育委員の定数 1 / 3 以上からの会議の招集の請求
 - ・ 教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。

- ✓ 教育委員会の審議の活性化

POINT ③ 総合教育会議

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



総合教育会議



総合教育会議の設置

- 首長が招集。会議は原則公開。
- 構成員は首長と教育委員会。（必要に応じ意見聴取者の出席を要請）
- 協議・調整事項は以下のとおり。
 - ① 教育行政の大綱の策定
 - ② 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 - ③ 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

- ✓ 首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能に
- ✓ 首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能に

POINT ④ 大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。首長及び教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行。

- ✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

記者発表資料

令和 6 年 1 2 月 1 3 日（金）発表・提供

件 名	令和 7 年二十歳のつどいの開催について		
(説明文)	<p>「令和 7 年二十歳のつどい」について、矢板市にゆかりのある二十歳を対象として開催します。</p> <p>1 目 的 新たに二十歳を迎えた若者を祝福・激励し、社会を担う一員としての責任を持ち、その自覚を促すことを目的として開催する。</p> <p>2 開催日時 令和 7 年 1 月 12 日（日）10：00 開会</p> <p>3 開催場所 矢板市文化スポーツ複合施設</p> <p>4 そ の 他 「令和 7 年二十歳（はたち）のつどい実施要綱」のとおり令和 3 年成人式以後、コロナ禍の影響で分散会場・2 部制など分割開催となっていたが、5 年ぶりに一堂に会しての開催。</p>		
担 当 課 ・ 担 当 名	生涯学習課まなび担当		
担 当 者 名	増 淵 和 成		
電 話 番 号	0287-43-6218	内線電話番号	5210

令和7年「二十歳（はたち）のつどい」実施要綱

1. 趣 旨 新たに二十歳を迎えた若者を祝福・激励し、社会を担う一員としての責任を持ち、その自覚を促すことを目的として式典を実施する。
2. 主 催 矢板市・矢板市教育委員会
3. 主 管 矢板市教育委員会教育部生涯学習課
4. 期 日 令和7年1月12日（日）
5. 会 場 矢板市文化スポーツ複合施設
6. 該 当 者 平成16年4月2日～平成17年4月1日の間に生まれ、市内に在住する者及び、本市出身者で特に参加を希望する市外在住者
7. 来 賓 市議会議員、地元選出県議会議員、市内中学校卒業時校長・学年主任・担任等
8. 服 装 黒い礼服、白ネクタイ、黒い靴下
9. 日程・内容

時 間	内 容
9：15～10：00	受付
10：00～11：00	式典 ①開式のことば 教育長 ②式 辞 市長 ③来賓祝辞 市議会議員 ④来賓紹介 ⑤誓いのことば 二十歳代表5名 ⑥閉式のことば 教育長 ⑦記念イベント（音楽イベント：WALK ON CLOUDS BIG BAND） ⑧閉式のことば 教育長
11：00～11：20	写真撮影 ※来賓等含めて全体での記念撮影

10. その他
二十歳のつどい関連事業については別途定めるものとする。

記者発表資料

令和6年12月13日（金）発表・提供

件名	地域おこしセミナー「演習林での造林」の開催について		
(説明文)	<p>矢板市地域おこし協力隊（林業振興）の隊員のスキルアップを目的に、外部講師による地域おこしセミナーを開催しています。今回は宇都宮大学の久保達弘名誉教授に、「演習林での造林」についてレクチャーいただきます。</p> <ol style="list-style-type: none">日時 令和6年12月19日（木） 13時00分から15時30分頃まで場所 塩谷町船生 7556（宇都宮大学農学部附属船生演習林）主催 矢板市経済部農林課林政推進室開催の趣旨 矢板市地域おこし協力隊（林業振興）の隊員のスキルアップ内容 演習林での造林について、宇都宮大学の久保達弘名誉教授に座学およびフィールドワークにて解説いただきます参加対象 高原山麓での林業・木材産業に関心のある方参加人数 10名程度備考 別添チラシ添付		
担当課・担当名	農林課林政推進室		
担当者名	副主幹 市川 貴大		
電話番号	0287-43-6210	内線電話番号	4131

地域おこしセミナー

「演習林での造林」

スギ・ヒノキの密度管理とナラ枯れ含めた広葉樹管理

日時 12月19日 (木) 13:00~15:30

場所 宇都宮大学農学部附属船生演習林
(塩谷町船生7556)

講師 宇都宮大学

名誉教授 大久保 達弘

内容 演習林での造林
座学&フィールドワーク



スギ・ヒノキの密度管理とナラ枯れ含めた広葉樹管理

備考 高原山麓での林業・木材産業に関
心のある方は是非ご参加ください
(参加費無料)

参加申込

矢板市経済部農林課林政推進室 (担当 市川)

電話: 0287-43-6210 FAX: 0287-44-3324

E-mail: nourin@city.yaita.tochigi.jp

主催 矢板市地域おこし協力隊 (林業振興)

記者発表資料

令和6年12月13日（金）提供

件名	連合栃木那須地協 矢板市施策に関する 「政策・制度要求と提言」への回答書手交式の開催について		
<p>本年8月5日に連合栃木那須地域協議会から受け取った、矢板市施策に関する「政策・制度要求と提言」について、本市からその回答書を手交します。</p>			
1 日時	令和6年12月19日（木）午前10時30分から		
2 場所	矢板市役所本館2階 特別会議室		
3 出席者	市長、総合政策部長、総務部長、経済部長、商工観光課長 連合栃木那須地協 藤田・谷田事務局次長、掛下市議		
4 その他	取材にお越しいただく際は、準備の都合上、事前に担当課までご連絡ください。		
【提言項目】			
I 雇用の安定と公正労働条件の確保			
(1) 雇用・労働政策 (2) ジェンダー平等・多様性の推進			
II 安心できる地域医療・福祉の確立			
(1) 医療政策 (2) 包摂的・地域共生社会の実現に関する政策			
(3) 子ども・子育て支援政策			
III 産業・エネルギー・防災減災・環境			
(1) 産業政策 (2) エネルギー政策 (3) 防災・減災政策 (4) 環境政策			
IV 暮らしの安心・安全、公共サービス、教育			
(1) 食料・農林水産政策 (2) 消費者政策 (3) 人権政策 (4) 教育政策			
※提供資料の有無：なし			
担当課・担当名	商工観光課商工担当		
担当者名	斎藤 隆之		
電話番号	0287-43-6211	内線番号	4210

記者発表資料

令和6年12月13日（金）提供

件名	矢板市立図書館12・1月イベントについて
<p>(説明文)</p> <p>矢板市立図書館主催のイベントをお知らせいたします。</p> <p>1 「ポットタイム クリスマス会」</p> <p>もうすぐ楽しいクリスマス♪おはなしポットの会による絵本の読み聞かせです。クリスマスにまつわるゆかいで楽しいおはなしが盛りだくさん！</p> <p>参加者にはサンタさんからプレゼントがあるかも！？</p> <p>○日時 12月21日(土) 14:00～15:00</p> <p>○場所 絵本のおへや</p> <p>○参加費無料・申込不要</p> <p>2 「本の福袋」</p> <p>新春企画！スタッフおすすめの本を袋に詰めた福袋を貸出します。中身は家に帰ってからの楽しみ。普段は読まないジャンルや作家の本など、新しい本と出会いませんか？ ※福袋の本は貸出手続きが必要です。</p> <p>○日時 1月4日(土)～なくなり次第終了</p> <p>○場所 カウンター付近</p>  <p>3 「竹田司一郎絵画展」</p> <p>矢板市在住の画家・竹田司一郎先生の作品を展示します。</p> <p>○期間 1月4日(土)～2月24日(祝・月)</p> <p>○場所 市民ギャラリー</p>	

4 「中学校しおりコンクール作品展」

中学生のみなさんが作成した「しおり」を展示します。個性的な作品や芸術的センスが光る作品など、それぞれに素晴らしく見応えがある作品ばかりです。

○期間 1月4日(土)～1月31日(金)

5 映画会「大河ドラマが生まれた日」

初めてテレビで大型時代劇に挑戦し、夢をかけた人たちの思いに触れます。れい明期のテレビマンの情熱がぶつかり合うハートウォーミングコメディです。

○日時 1月25日(土)14:00～15:15(開場13:30)

○場所 図書館2階 視聴覚室

○参加費無料 申込不要

担当課・担当名	矢板市立図書館		
担当者名	館長 高瀬 千恵子		
電話番号	0287-43-5661	内線電話番号	

記者発表資料

令和 6 年 12 月 13 日（金）発表・提供

件 名	栃木県立矢板高校生徒の農業委員会総会傍聴について		
(説明文)	<p>今年も矢板高校生を招待し、将来農業経営を目指す生徒の学習の一環として、農業委員会総会の傍聴を行います。</p> <p>総会の開催前に、農業委員から生徒に向けて農業委員会とはどのような組織なのかという内容の講話を聞いていただきます。</p> <p>平成 29 年度から毎年実施され、今回で 8 回目となります。</p> <p>1 日時 令和 6 年 12 月 20 日（金） 15 : 00 から</p> <p>2 場所 矢板市役所 第一委員会室 （矢板市本町 5 番 4 号）</p> <p>3 参加者 農業経営科 2 年生、3 年生合わせて約 10 名</p> <p>4 その他</p> <p>(1) タイムスケジュール</p> <p>(2) 前回実施時写真</p>		
※提供資料の有無： <input type="checkbox"/> 有（別添のとおり）・無			
担当課・担当名	農業委員会事務局		
担当者名	局長補佐 荒浪 弘和		
電話番号	0287-43-6220	内線電話番号	4110

矢板高校 農業委員会見学タイムスケジュール

13：50 生徒・引率教員 市役所着 第二委員会室へ移動

14：00 佐藤栄一委員による農業委員会の概要説明

(30分予定)

14：50 生徒・引率教員 第一委員会室へ移動

15：00 総会開始

16：00頃 総会終了

高校生から農業委員へ質問タイム

記念品贈呈（シクラメン） 生徒代表→会長（写真撮影）

会長 挨拶

引率先生 挨拶

17：00頃 解散



記者発表資料

令和6年12月9日（月）提供

件名	寄附贈呈式の開催について		
(説明文)	<p>このたび、森純一様、森珠江様より、子どもたちの読書活動推進のため、矢板市立学校電子図書館「ともなりライブラリー」用の電子書籍購入のための寄附をいただくこととなりました。</p> <p>つきましては、下記により贈呈式を執り行います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 日時 令和6年12月13日（金）10:00～</p> <p>2 場所 矢板市役所本庁舎3階 第一委員会室</p> <p>3 寄贈者 森 純一 氏、森 珠江 氏</p> <p>4 出席者 森 純一 氏、森 珠江 氏 矢板市：市長 森島 武芳、教育長 伊藤 由悟 外3名</p> <p>5 寄贈品 金50万円（電子書籍購入代）</p> <p>6 参考 令和3年度 50万円 令和4年度 50万円 令和5年度 50万円 上記のとおり御寄附（矢板市立学校電子図書館用電子書籍購入代）を頂戴しており、市では、「もりもりブックス」という特設コーナーを電子図書館内に設けております。</p>		
担当課・担当名	教育総務課 学校教育担当		
担当者名	高久 智卯		
電話番号	0287-43-6217	内線電話番号	5120